

る。

- ② 戦争に関する政策決定がますます少数者の手中に集中し、民衆の意志との背離、民衆との距離の拡大が表われてきている。このことは核兵器体系の技術的特性とも関連するものであるが、核兵器が用いられなかつたベトナム戦争においても、その手段の自動化にかかわって同様な様相がもたらされている。これは戦争に対する科学者の責任を改めてクローズアップした。
- ③ 軍事科学ないし軍事研究の範囲、内容が著しく拡大され、科学者の戦争に対するコメントが質量ともに大きく変化した。

### 3 軍事研究と科学者に関する新たな問題

3-(1) 前述のように核戦略体制及びベトナム戦争を契機として、いわゆる軍事研究と科学者との関係において、全く新しい問題状況が出現してきている。これは日本を含めた世界の大國において共通に生じている状況である。それは、例えば以下のときものである。

- ① 軍事研究あるいは軍事科学の範囲が著しく拡大したこと。
- ② 軍事研究の分野が多様化したこと。
- ③ 基礎科学との距離が短縮されたこと。
- ④ 科学の成果の軍事利用のみでなく、科学者の能力、訓練(トレーニング)自体の軍事利用という様相の出現したこと。
- ⑤ 科学者個人の軍事研究への参加のみでなく、サイエンティフィック・コミュニティが全体として軍事体制に組み込まれるような状況が進行していること。

3-(2) 戦争手段への科学・技術の応用が急速に進展し、高度化されるに伴って、軍事研究の範囲が拡大し、軍事研究と非軍事的研究とが、科学的な問題としては共通の領域をもつような事例が年々増加し、「軍事研究」の定義自体があいまいになってきた。このことは学界の構成にも複雑な問題をもたらしてきている。

軍備が合法的なものである多くの国々においては「軍事研究」に従事する科学者は特別な存在ではない。しかし「平和憲法」及び日本学術会議の諸声明をもつ日本においても状況は決して明確ではない。日本に近代的装備を持つ自衛隊が存在し、その戦力の近代化が進展している以上、それに即応して軍事的な科学技術の研究・開発が促進され、それに携わる科学者、技術者が増大しつつあることは否定し得ない事実であり、この傾向は四次防とも関連して強化されつつある。

3-(3) 軍事研究の分野の多様化については、それが従前のように工学、医学等の応用自然科学ばかりでなく、生態学、地球物理学等にまで拡大され、更に人文・社会科学(社会学、心理学、民族学、文化人類学等)をも含むようになってきたことに注目する必要がある。

また従来は科学・技術の成果の軍事的利用という形を取ってきたのに対して、現在ではいわゆるソフト・サイエンスの取り入れ等を契機として、JASON機関の例などに見られるように、科学者の思考能力やトレーニング自体を軍事利用の対象とするようにさえなってきていている。このような場合、科学者をその専攻分野によって、「軍事科学者」と「一般基礎科学

者」に区別することはもはやできない。

3-(4) サイエンティフィック・コミュニティ全体の軍事体制への組み込みについて言えば、第二次大戦中、連合国、枢軸国双方での科学者、技術者の動員の中で、サイエンティフィック・コミュニティの戦時体制への組みが行われたが、戦後の冷戦時代における核戦略体制の中で大国においてこれが恒常化されてきた。これに伴い前項に指摘した状況とも関連して基礎研究、技術開発と軍事的研究・開発とが深くかかわりあって進むことがあります多くなりしかもそれが制度化されてきているのが現状である。このことは個々の科学者が軍事研究に参加するか、しないかということよりは、むしろ科学、技術全体の軍事化、サイエンティフィック・コミュニティ全体の軍事体制への体制内化が進展してきたことを意味している。日本の場合、状況はそれほど進展していないとはいえる、「防衛二法」の成立、四次防等を契機としてそのような方向に発展する危険をはらんでいることも否定しえないのであろう。

#### 4 科学者の責任と倫理についての問題点

4-(1) 前記Ⅲで指摘した状況は戦争、平和に対する科学者の責任の在り方を鋭く問い合わせている。すなわち、科学者が一市民としてあるいは科学者個人としての立場で平和のための諸活動に参加するということだけでは科学者の責任は全うされないのである。科学者は自らの研究を含む科学の成果の軍事的利用を防ぐ責任を有するのであって、そのためにも、自分が所属し、そこで活躍しているサイエンティフィック・コミュニティ（大学、研究機関、学・協会等）を全体として軍事体制への従属、産=軍=学複合体の枠組の中から解放し、科学と科学者の本来的な目的、任務を果たし得るようにすることが責務となる。

4-(2) 科学的成果それ自体は、その利用のされ方と相対的独立性を持つものであるから、研究成果の悪用を防ぐ責任は、直接的に軍事研究に参加せず、更に成果の悪用がなされた場合に反対することのみで全うされたことにはならないであろう。むしろ研究を行なう過程の中でその成果が悪用される可能性の有無をも考慮し、その可能性のある場合にはあらかじめそれを防ぐ努力をすることが要求されるのではないか。そのような努力は極端な場合、研究計画の変更あるいは放棄さえも含むことになるであろう。（「科学者の地位に関するユネスコ勧告（案）第4章第14項参照）

4-(3) サイエンティフィック・コミュニティを全体として軍事体制への従属から解放することは、例えばヨーロッパでJASON機関に所属した著名科学者に対して行われたように、自らの研究成果、あるいはその研究能力を軍事的目的に提供するような一部の科学者に対する批判・告発を要求することになる。しかしこれに述べたような状況のもとにおいては、このことは現実には、その具体化に対して困難な事態をもたらす可能性がある。その解決のために個々の事例において慎重な検討を必要とするであろう。（平和研究者の倫理綱領2参照）

4-(4) いずれにせよ、その批判者、告発者たる個々の科学者が、ブルグラント教授の提唱になる「科学者の誓約」のごとき牢固たる決意を持ち、それを貫徹することが必要な前提となる。しかしこの提唱は前記4-(1)と結び付いたときのみ有効なものとなるということを忘

れてはなるまい。

4-(5) ベトナムにおけるアメリカの軍事行動に対する科学者の行動は世界中で展開された、他方、ベトナムの科学者は当然、解放戦争に科学者として協力、貢献したが、これを非難する声はアメリカの科学者を含め世界の科学者の中から上がらなかつた。これは戦争の性格、軍事研究の性格にかかわつてゐるわけであるが、このことは戦争と科学者とのかかわり合いについての古くて新しい問題の究明を促している。言葉をかえれば、「国民の人」、「民族の一員」あるいは「人類(ヒト)の一員」というとき、それらの立場の相互関係をどうとらえるかということにもかかわつてゐる問題である。

## 5 日本学術会議の責任

5-(1) 戦争と平和の問題に対して日本学術会議が創立以来取つて來た立場、並びに当面の課題については、第8期末にまとめられた「70年代以降の科学・技術について」所収「戦争と平和と科学者」の見解を再確認すべきである。

5-(2) 第9期に入つてからも日本学術会議は「インドシナ地域における破壊的戦争行為について内外の科学者に訴える」(第62回総会声明)をはじめ「科学・技術平和利用の原則の堅持について」(要望)「日中国交回復、特に学術交流の再開に際し日本の科学者に訴える」(声明)、「生体実験などに関連して科学者の戦争責任について本会議の姿勢を明確にする」(申合せ)「戦時中に中国から持ち帰つた研究資料の返還について」(申入れ)(以上63回総会)「在米日本資料の返還について」(第64回総会)など戦争・平和の問題に関する幾つかの意志表示を行つた。

これらを通じて重要なことは、①科学者の研究の成果が世界の平和と人類の福祉に役立てられるべきこと、したがつて(大量破壊、大量殺りくのための)科学・技術の悪用、濫用を阻止すべきこと(インドシナ戦争に関する声明)、②のみならず「科学者としての資質、能力を戦争を目的とする研究には役立てないという倫理に徹すること」(生体実験に関する申合せ)など、従来堅持してきた立場に立つて、更に不十分な点の反省を行い、立場を深めてきたということが看取される。

5-(3) しかし戦争・平和と科学者との関係については前述のように、現在の問題状況からすれば、サイエンティフィック・コミュニケーションのあり方が個々の科学者の倫理と責任とともに焦点になってきているので、日本学術会議の責任は一層重大になってきてはいることはいうまでもない。

今後は戦争・平和に対する科学者の個人的及び集団の責任、倫理綱領等を明らかにする作業が不可欠になるであろう。その際、それを科学の目的、科学者の社会的責任一般の中に適切に位置づけることが必要であることは言うまでもない。

## III 平和研究のあり方と平和研究者の倫理綱領

### 1 平和研究の在り方

### (1) 科学者としての平和研究の条件

平和研究は、第1に一般の科学と同様に客觀性をその本質とすべきである。しかし他方人間の科学としての平和研究は平和価値をそれに内在化させるべきである。その意味で平和研究が客觀性と同時に、倫理的な平和指向を前面に押し出さなければならないのは当然のことである。

第2に平和研究は、従来の学問体系から大きくはみ出している。それゆえに平和研究は学際的な性格を持っている。平和研究において常に新しい分析と総合のパラダイムを創造的に作り出して行くことが必要であるのもそのためである。

第3に平和研究は本質的に国際的であるべきである。平和の研究が国際的な平和研究なくして成立しえないのは、平和そのものの性格と内在する固有の性質だからである。国際的な協力なくしては平和研究そのものが元来成立し得ないとさえ言ってよかろう。

### (2) 平和研究の国際的動向

核時代においては、戦争の概念が一変し、1960年以降、軍事中心の戦略研究と対立するものとしての平和研究の重要性が世界的に認識されるようになってきた。

新しい平和研究は、一般的に実証的な研究の方向を目指しており、北米起源のものでは特に行動科学的な方法を重要視し、理論の側面でも実証的平和理論の開発に主眼がおかかれている。この傾向は平和研究を政策科学の一種として発展させようとする動きの基礎にあるものもあった。しかし総合的な平和研究の中に貫かるべきレゾンデートルを失わせる危険性も生じている。

### (3) 日本における平和研究の特色

ア これまでの批判科学としての平和研究の方向にのみ親近性をもってきた日本における平和問題のとらえ方の伝統からすれば、政策科学としての平和研究者は著しくなじみにくいものであろう。しかし行動科学的な実証的平和研究が世界各国で広く開花しつつあることを考慮すれば、日本における平和研究がこの方面で、はるかに取り残されてしまうことは決して望ましいことでは有り得ない。

我々は今後、むしろこれまで日本において中心的であった批判的平和研究の流れが平和指向を強力に保持している点で実証的平和研究を生じ易い弱点をも正確にとらえ、その欠陥を補い、かつ発展させる刺激となることこそ大きな期待をかけてよかろう。

日本の平和研究が将来、世界の平和研究に貢献し得るものとすれば、それはこれら二つの流れの平和研究の総合される領域に新しい方法と思想とを導入すること以外には考えられそうにない。

イ 言うまでもなく日本の平和研究の批判的伝統は、これまで憲法第9条と原爆体験とに基づいてきた。この伝統は強力を平和指向の特殊日本の表現として今後にわたって永続的に貴重なものである。しかし日本が過去において戦争の加害者であったことも否定すべからざる事実である。現在特に経済大国として、いわゆる発展途上国との関係で再び日本が加害者となる危険性が現実化した以上、この点についての反省に基づいた平和研究であることも強く要求されている。この反省と自覚とが実証的平和研究の強力な方法

論と総合したときにのみ、日本の平和研究は世界的に普遍性を獲得し、かつ同時に世界の平和研究の中で真に革命的な見地を打ち出すことができるようになるであろう。

#### (4) 今後の研究課題と資金問題

ア 日本の平和研究はこれまで日本において、特に遅れている面、例えば、軍縮問題の研究のような面を重視すべきことは言うまでもない。しかし他方、これまで世界の平和研究が全然気付かなかつたような研究領域をも新たに広く開いていくだけの用意が必要であろう。特に南の国々との関係で日本の国際的影響力が悪い作用を及ぼしつつあることは反面アジア諸国の例のごとく、既に現実の問題として指摘されている。今まではこの危険性はより大きくなりこそれ、決して除去されることは考えられないであろう。それゆえ日本の国際化の窓口が、日本の政治構造や思想構造との関係でいかに歪んでいたかについての実証的研究などが日本独自の研究領域として取り上げられるべき優れた一例となりえよう。

イ 日本の平和研究はもちろん広大な国際環境の研究にも目を向けるべきであろう。

国は平和研究に対して自主的研究の保証の前提の下に国際的及び国内的な研究上の連絡の自由は展開のために十分な財政上の援助を行うべきである。反面、この種の研究においては豊富な資金の配分と結びついて、権力的立場から全体的な総括を行うことに対しては平和憲法の見地から厳しい批判の眼を向ける必要があろう。しかし、平和研究の見地からは権力の立場に立脚したパラタイムとは根本的に異なる新しい総合パラタイムを作り出していくことこそが現実主義者のこのような権力指方的な企てに有効な批判を加えるための前提条件となり得ることを忘れてはなるまい。

ウ そのためには平和研究も自然科学や技術の領域での優れた科学者との学際的な共同研究を広範に組織化して行かなければなるまい。それらの共同研究を通して新しい研究内容を切り開くと同時に平和研究の方法論を厳しく鍛えて行くことこそが日本の平和研究の独自性を世界化かつ普遍化して行くための第1前提となり得るものであろう。

#### 2 平和研究者の倫理綱領

平和研究の平和利用を保証し、平和研究が戦争目的のための研究の紛糾に用いられないため、我々は平和研究者に次の原則が適用されるべきであると考える。

平和研究を行う者は軍事的組織に参加すべきではないし、平和研究組織は原則として軍事的組織に属する者をその構成員として含めるべきではない。

平和研究の資金については、これを軍事的組織に求めるべきではない。資金源がその他の場合でも研究の自主性を貫き得ることを明らかにする必要がある。

この原則の適用に際しては、次の諸点を考慮すべきである。

① 侵略の歴史と原爆体験とも持つ日本においては、憲法第9条の精神に従って、この原則は他の国より厳格に適用されるべきである。

② 原則の適用は、具体的な事情に即して弾力性を持ってよいが、原則そのものの精神は否定されるべきではない。

又、弾力性ある適用が既成事実の積み重ねによって、なしくずしに原則の変更に至ることを警戒すべきである。

③ この原則の具体的適用は、学術会議又は研究の自主性が保証された。研究組織（研究機

関、学会等)において自主的かつ民主的な手続きによって決定されるべきである。

## IV 平和研究の促進の堅要性

### 1 平和研究の促進の堅要性

近時、大国間及びヨーロッパにおける東西関係の改善の進歩により国際緊張の緩和傾向の定着を楽観視する向きもあるが、核戦略体系の存続と強化、その一環としての大気圏内、地下核実験の継続、核保有国の新たな増加の動向などが見られるのみならず、若干の地域においては、核兵器を使用されぬとはいえ、戦闘行動が頻発し事態は樂觀を許さない。

言うまでもなく科学者は、戦争無くし、恒久平和を確立するという理想の実現を希求するものであるが、同時にそのためには科学者としての資質、能力等を全力をあげて傾ける特別の社会的責任を免れることができない。

これらの責任の遂行のうち重要なものの一つは、近時世界の科学者たちが学際的・国際的協力により発展させてきた科学研究の新分野としての広義の平和研究 (Peace research)，すなわち戦争の原因の探求、恒久平和確立のための諸条件の検討などに関する科学的、客観的研究である。

しかるに、我が国においては、従来、諸外国に比して平和研究の発達は著しく立ち後れ、この立ち後れは、特に平和研究を目的とする研究機関、施設等、又大学における講座、国際交流などの面で歴然たるものがあるが、それらの主要な原因是、これらのために必要な物質的諸条件の整備、特に必要な諸経費の国による助成がほとんど欠如していることにある。近年、我が国でも、日本平和学会の創立があり、かねてから国際平和学会 (IPRA) の国内委員会としての連絡、対応してきた日本平和研究懇談会の活動とあいまって、ようやく国際的、国内的な研究上の連絡が軌道に乗り始めたが、これらとても、関係研究者の犠牲的な努力によるものであり、しかも、また限られた程度のものである。

日本学術会議は創設以来日本の科学者の代表機関として世界平和への貢献という任務を格別に重視してきたが、第8期、第9期においては、特に平和研究の推進について検討してきた。特に第9期においては平和問題研究連絡委員会を新たに設置し、関係学会、研究者組織等の協力の下に国際的、国内的な連絡に務めるとともに、我が国における平和研究の在り方、平和研究者の倫理綱領、平和研究機関の構想などを検討し、ある程度の成果をあげることができた。しかし、これとても、又予算上その他の制約から極めて不十分でしかない。

以上の諸点にかんがみ、我々は、我が国における平和研究の促進のための方策、特にインフラストラクチャの整備、確立についての助成措置を政府が早急に講じる必要があると考える。あたかも、先ごろ国連大学が我が国に設けられる運びとなったことについては、政府の努力を多とするものであるが、この国連大学の発足に即応する必要からしても、我が国における平和研究の急速な発展を図る措置を講ずることが必要であると考える。

### 2 平和研究の遂行、助成に関する原則

しかしながら、平和研究の遂行、助成は無原則に行われるべきではない。別して、かつて近隣諸国に対して侵略戦争を行った歴史を持ち逆に世界最初の原爆被災国となった経験を有し、かつ平和憲法をもつ我が国の場合には、諸外国の場合に比べて一層厳密な原則の上に立って行われることが必要である。また、そうすることによって、日本における平和研究は、世界の平和研究に対して独自的な寄与貢献を成し得る。

大きいくれば、我が国における平和研究の遂行や助成は、国連憲章の目的と原則、ユネスコ憲章、日本国憲法の精神に忠実に従うとともに、日本学術会議創立の精神を具現した日本学術会議法前文の趣旨、同第1回総会における決意表明及びその後25年間のその歴史と伝統に即して行われることが望ましい。更に具体的には別項（Ⅲ 平和研究のあり方及び平和研究者の倫理綱領）の原則が尊重されることが望ましい。

### 3 平和研究のための体制

#### （1）総 説

平和研究を強力に推進するためには、専門の研究機関（例えば平和研究所のごとき）の設置、活動が必要なことは論をまたない、既に、諸外国では、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）、オスロー平和研究所（PRIO）等その先例があり、いずれも国費により運営され、しかも政府から独立して自主的に研究活動を遂行しているのみならず、その管理機構研究スタッフは学際的、国際的な構成を探り、多大な研究成果をあげてきている。これら平和研究を自主的とする専門研究機関に国際問題研究等の一環として平和研究に従事している研究機関も含めると、全世界で137を数えるが（1971年度、ユネスコ調査），我が国では上智大学国際関係研究所がほぼ平和研究に専従している例を除き専門研究機関はほとんど皆無の状況である。この現状は早急に克服されなければならない。

しかし、平和研究の趣旨からすれば、専門研究機関さえあればそれで十分ということではない。

別項（Ⅲ）で明らかにしたように、元来平和研究は一つの学問研究、客観的、科学的研究であるが、単に研究さえすればよいというのではなく、一定の価値観に貫かれること、あくまで平和を志向し、平和の実現にあづかって力あってこそ初めてその意義をもつ。そうした見地に立脚するとき、平和研究の効果をあげるために平和研究機関の外に、平和研究者の養成、平和教育の普及、平和研究の成果の社会への浸透などに関する組織の確立や措置の実施が不可欠であり、これらが一体になって推進されることが望ましい。

#### （2）平和研究機関

前述のごとく、平和研究は学問的（客観的、科学的）、学際的かつ国際的性格を持つべきものであるので、平和研究機関の組織、運営もこのような原則で貫徹されることが必要である。すなわち、その組織、運営は、たとえ国費により賄われる場合でも、完全に研究の自主性と自由が保障されるべきことは当然である。更にこれに加えて、平和研究機関は、従来の多くの研究機関における研究が、ごく限られた専門分野の、しかも専任の研究者を中心として閉鎖的に行われていたのとは異なり、国際的にも、学際的にも「開かれた」研究機関として、内外の、同時に、多くの分野研究者の協力によって遂行されなければならない。

また、戦争といい、平和といい、人類社会の営みから隔絶した抽象された事象ではなく政治、経済、社会、文化等人類社会の動き自体の中にあるのであるから、したがって、これらの人類社会の動きでデータとして広く収集、整理、保存、利用することは、平和研究遂行上、不可欠の基盤をなくすものと考えられる。特に、戦争の阻止と平和の条件の探求に寄与するためには、戦争の原因や結果を科学的に分析することを任務とする戦争史の研究にとっては、このような資料の収集、整理、保存、利用は不可欠である。平和研究機関の一部門としての資料部門の整備、ないしは独立、しかも協力関係にある資料センターの確立は重要である。

このような諸条件を具備した平和研究機関として外国には SIPRI, PRIO 等の例があり、そこで、我が国の関係研究者の中にも、日本でもこの種の国立平和研究所の創設を希望する向きもある。しかし、多くの平和研究者は、現在の日本の政治状況からするならば SIPRI, PRIO 型の研究機関の実現は至難であり、むしろ、行政従属の危険も多いとして、この種の構想を懸念し、むしろ、日本では、大衆的平和運動、地方自治体等に依拠した純粋の民間研究機関こそ望ましいと考えているようである。

だが、これらの難点を踏えたりえで、しかも可及的速やかに平和研究機関の創設を実現しようと考えるならば、高エネルギー研究所型の国立共同利用研究所、ないしはいずれかの国立大学に付置された国立の共同利用研究所又はいずれかの大学の学内研究機関であって、しかも前述の諸条件をできるだけ充足するように運営面で工夫された研究機関、というようないくつかの構想が考えられるであろう。又これらよりは低次だが、既設の共同利用研究所、又は大学付置の研究所に平和研究部門を増設することも、当面の改善策である。

この第 3 の類型にはほぼ当てはまる研究機関の具体例として、現在広島大学で構想され、設置への努力が続けられている平和科学研究所がある。その組織構成は研究部門、資料部門とも 4 部門からなり、両者に全く同じウェイトが置かれていることは注目される。また研究の 4 部門は研究遂行の円滑を図る責任機関としての性格であって、研究そのものは部門を越えたプロジェクト・グループの編成によって遂行されるよう構想されているが、それは専任研究員のほか、それと同数以上の併任研究員と客員研究員から構成される。併任研究員は学内各部局からの参加者であり、客員研究員は学外からの参加者であるが、単に研究機関に所属している研究者に限らず広く一般市民レベルの参加協力が考えられている、また両研究員とも A, B の 2 種あり、前者は本籍の職場を離れて留学的に長期に渡り、本研究所で研究に参加するもので、後者は本籍を離れず、本研究所の施設利用、研究討論、研究協議に不定期に参加する研究員である。これらの研究員の身分上、研究上の待遇は専任研究員と全く同格である。

このような構想には従来の研究機関には見られなかった、かなり大胆な発想があり、その実現上多くの法令改正も必要であろうが、我が国での平和研究機関の創設を目指すには少なくともこれくらいの創意工夫は必要である。

世界における平和研究に我が国が対応する場合、日本のナショナル・センターの立地として、「ヒロシマ」(または「ナガサキ」)が国際的にも最適のものとされるであろう。このような見地からすると広島大学平和科学研究所の構想には、日本のナショナル・セ

ンターとして、SIPRI, PRIO 等を始めIPRA 等への日本の窓口になるという使命観、自負がやや弱いように見受けられ、このことは、その国際的活動の側面の構想の弱点となっている。しかしいずれにしても、政府は、この広島大学のイニシアチブを英断をもって支援すべきだろう。

### (3) 大学における平和研究、教育の推進

しかし、平和研究の促進のためには、前記のような研究機関が仮に特定の大学に付置されたとしても、それだけでは不完全である、次の世代の平和研究者を系統的に養成するために又、高等教育機関の一般教育及び専門教育の課程の中に平和研究の成果を反映させ、更には初等、中等教育の場において平和研究の成果に基づいた平和教育を実施するために、少なくとも、大学及び大学院（特に平和研究者の養成という見地からすれば、平和研究機関における研究者養成を別とすれば、大学院は重要な場である）において、下記の措置を講ずる必要がある。

- ① 人文、社会系学部、学際的な総合学部等（及び大学院）、適当な学部（及び大学院）に平和研究に関する若干の講座（最低1講座）の新設を図ること。
  - ② 教育系学部（及び大学院）に平和教育関係の講座を新設すること。
  - ③ その他必要な措置を講ずること。
- (4) 学会及び研究者に対する助成更に平和研究を飛躍的に発展させるためには、関係研究機関学会、研究者に対し、研究費、国際学交流のための経費等の助成を大幅に図る必要がある。例えば、
- ① 平和研究をテーマとする特定研究、総合研究、一般研究等に対する科学的研究助成金の交付に関して格別の配慮をすること。
  - ② 平和研究に従事する学・協会、大学、研究機関、科学者等の国際学術交流に必要な経費の助成に充分配慮すること。
  - ③ 関係学・協会、大学、研究機関、科学者による平和研究将来計画の策定作業を助成すること。
  - ④ その他必要な措置を講じること。
- などが必要である。
- (5) 平和研究の成果を社会に反映、浸透させるための組織及び措置。平和研究は、一定の研究成果があげられても、それで完結するのではなく、その研究成果が社会に浸透し、平和の実現にいささかでも寄与したとき、初めて研究の任務が達成されたと判断されるべき性格の研究である。しかし、この機能を研究機関に持たせるには仕事が大き過ぎるので、別の組織を設けて研究機関と密接な連携を保ちつつ活動せしめるのが適切な処置といえよう。

広島では、広島大学平和科学研究所構想と平行して「ヒロシマ平和利用」の構想が進められている。これは主として内外の市民層からの募金を基金とし、出版、講演会、講習会の事業を通じて、平和科学研究所の研究成果を市民社会に還元することをねらっている。このような組織はむしろ民間の組織か地方自治体の組織の方が適切かもしけぬが、本来、この種の事業はユネスコ国内委員会がユネスコ協会等を通じて実施すべき筋合いのものである。

#### 4 第2次大戦史、特に太平洋戦争史研究の重要性と研究促進上の問題点

日本学術会議は第9期に平和問題研究連絡委員会及び同委員会付置の第2次大戦史研究小委員会を設け、国際、国内の研究連絡を図かり、かつ研究促進上の隘路や問題点を討議するためのシンポジウム等を開催してきた。又、第1、2、3部と共に、「第2次世界大戦史の総合研究」を特定研究課題として再度にわたって申請したが不幸にして採択を見なかつた。

さて、以上のような第9期の活動の総括の上に立って、平和研究一般の促進とも関連して太平洋戦争史の研究の促進について考えたい。

太平洋戦争の総合的研究が現代日本にとって持つ時務的緊急性については言うまでもない。最近日本周辺諸地域における反日運動について我が国の政治指導における太平洋戦争ないし日本の近隣諸民族に対する侵略史についての根本的な無反省に起因するところが多いというべきであろう。一般に第二次世界大戦は世界的に構造変化をもたらしており、現代世界の把握には第二次大戦の精密な研究が前提となる。また、戦争の原因の究明、戦争の実態の探求という平和研究の課題に御して見れば、第二次世界大戦は現代世界における巨大な実例であり、その正確な実態研究の重要性が改めて強調されるべきであろう。

我が国の実情としては、この分析の個別的研究者の数は比較的多いにもかかわらず、その相互の連絡交流は極めて不十分であり、国際的な交流に至っては著しく立ち後れている。この面において、日本学術会議の関係研究連絡委員会（平和研連、歴史学研連等）の組織的活動が今後の課題の一つである。

次に、第二次大戦に限らず、第二次大戦後の諸戦争一例えば朝鮮、インドシナ、西アジアにおける一に視野を拡大し、平和研究との内容的な連繋を強化させるべきである。また、戦争史研究の現状では研究者は主に人文・社会科学分野に属しているが、戦争による物質的・自然的破壊等の面についての正確な情報の獲得と現代戦争の性格の把握のために自然科学分野の研究者との連絡を密にする必要が痛感される。

#### V その他の問題

以上のはか、本ワーキング・グループの審議の過程で今後検討すべき課題として、指摘され、合意を見たのは下記の諸課題である。

○①平和教育に関する問題。②A、B、C兵器に関する諸問題。③平和問題を経済問題との関連で研究する視座の確立（軍縮問題、南北問題、核開発と原子力発電、資源問題、集団安全保障制度など。）

なお、前記①と②については、平和問題研究連絡委員会内にそれぞれの課題を担当する小委員会が設けられたが、これらの活動を今後活発化する必要性が強調された。

#### VI 総 括

(1) 以上、本ワーキング・グループは、I「検討の経過」-(2「課題の設定」)-であげた4

つの課題、すなわち(1)「科学者と平和」(平和に対する科学者の責任、倫理)、(2)「日本における平和研究の在り方、及び平和研究者の倫理綱領」、(3)平和研究の促進に関する諸方策、(4)今後検討されるべき課題の4項目にわたって、第9期中の審議活動の総括を念頭におきながら審議したが、その結果得られた一定の結論は本報告中の「本文」に該当するⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに記したとおりである。以下、各項目について、この結論に基づいて直ちにとるべき措置、今後特に第10期に引き継ぐべき作業などを摘記する。

- (2) Ⅱ「科学者の平和」の内容については、第10期において本会議全体として、また広く科学者、学協会等の間で討議して内容を更に豊かにしその結果を別に構想されている「科学・技術憲章」(仮称)の中に位置づける。あるいは「科学研究基本法」と1セットになるべき「宣言」の中に位置づける。
- (3) 「日本における平和研究のあり方、及び平和研究者の倫理綱領」についても、大略、前記(2)と同様な扱い方をするのが妥当であろう。
- (4) 「平和研究の促進に関する提言」については、その骨子をもりこんだ勧告案を第66回総会に提案する予定である。
- (5) 「今後検討するべき課題」については、第10期に申し送るが、特に「平和教育」、「A B C 兵器」についての審議を強く要請する。
- (6) 最後に、以上と関連して、平和問題研究連絡委員会を副会長世話担当の総合研連(予算がつかなくともそれに準じた組織、運営を期する)とし、既設の4つの小委員会(平和研究、第2次大戦史研究、平和教育、A B C 兵器)をそれぞれ研究連絡委員会に昇格させる(ないしはそれに準じる機能が営めるようとする)。そのため、必要な場合、2部以外の各部世話担当の研連から合計10~20名の委員枠を供出する措置を講じるよう第10期に申し送る、

#### [参考資料]

- (1) 日本学術会議『1970年代の科学・技術について』(「戦争と平和と科学者」の章)
- (2) 広島大学平和科学研究所準備会「広島大学平和科学研究所構想」(答申)
- (3) 広島平和教育研究所々則
- (4) 日本平和学会会則
- (5) 日本平和教育研究協議会々則

#### [別添参考資料] (3)

「平和研究の科学的作業に関する決議」  
(国際連合第23回総会決議3065)

The General Assembly.

Recalling its resolution 2817(XXVI) of 14 December 1971 relating to scientific work on peace research.

Having considered with interest and appreciation the first informative report on scientific works produced by national and international, governmental and non-governmental, public and private institutions with regard to peace research, which was submitted by the Secretary-General to the General Assembly in pursuance of paragraph I of the above-mentioned resolution.

Conscious of the fact that, in such new and delicate research, the bounds of information have by no means yet been reached, and that it is necessary, in such a wide and important field, to pursue research in spite of its difficulties and shortcomings, in order to open the way to progress.

Considering that fundamental research on the foundations of and conditions for peace, and on the origins, motivations and spreading of conflicts, can contribute considerably to the peace mission of the United Nations.

Considering it desirable further to promote the recording of the studies devoted to this subject, in pursuance of paragraph I of resolution 2817(XXVI).

1. Takes note of the first informative report submitted by the Secretary-General;

2. Requests the Secretary-General to draw once more the attention of Member States to the invitation extended by the General Assembly in paragraph 2 of its resolution 2817(XXVI) and to submit to the Assembly, at its thirtieth session, a second informative report containing, in addition to the titles of the studies carried out a brief summary of their contents;

3. Decides to include in the provisional agenda of its thirtieth session the item entitled "Scientific work on peace research."

[別添参考資料] (4)

欧米諸国の平和研究機関

o ベルギー

Centre de Sociologie de la

これはブラッセル自由大学社会学研究所の一部分で、1967創設、研究員（専任）1  
政府出費50%

o ドイツ

Arbeitsgemeinschaft für Konflikt- und Friedensforschung  
am Institut für Politische Wissenschaft (AFK)

これはハンブルク大学政治学研究所の一部分で1970創設、研究員3、DM  
15,000（年間） National Foundation 70%

Freie Universität Berlin, Fachbereich politische Wissenschaft  
Projektbereich Frieden- und Konfliktforschung

これはベルリン自由大学の一部分。1971創設、研究員2、予算DM 70,000  
100%政府

Institut für Friedensforschung und Sicherheitspolitik  
an der Universität Hamburg

これはハンブルク大学附置、1971創設、研究員6、100%政府出費

Hessische Stiftung Friedens- und Konfliktforschung  
(HSFK)

フランクフルトの独立の研究所（ハイネマン大統領のイニシアによる）

ドイツ最大の研究所。1970創設、DM 60,000 政府80%，研究員8（専任）  
2（パート）

o オランダ

1 Polemologisch Institut

フローニンヘン大学の一部 1961創設 専任研究員9 D.F.L. 484,973  
大学出資91% 政府2%

2 Studiecentrum Voor Vredes Vraagstukken (SVV)  
(Peace Research Center)  
Nijmegen 大学政治学研究所の一部 1965, 研究員4 DFL. 132,150  
大学90%

o ノルウェー

3 International Peace Research Institute (PRIO)  
1960, 独立, 専任, 11 パート3 N.Cr. 985,000 政府55%

o スウェーデン

1 Arbetsgruppen för Fres-och konfliktforskning  
ルンド大学の一部, 1966, 研究員10~20(インター.ユニバーシティ)  
Sw.Cr. 50,000 政府100%

2 Avd. För Freds-och Konfliktforschung Vid Uppsala  
universitet  
ラブサラ大学の一部 1969, 研究員6 Sw.Cr. 425,000  
政府80%→1974年より大学院レベルで平和研究のコースが開設。

3 Stockholms Internationella Fredsforsknings institut  
(SIPRI)  
1966, 独立, 研究員9, パート4, Sw.Cr. 3,200,000 政府95%

4 Tvarvetenskapliga Konfliktforskning sgrupper,  
Göteborgs Universitet (ICRG)  
1970, ゲーテボルグ大学の一部 Sw.Cr. 25,000 政府100%

o イギリス

1 Centre for the Analysis of Conflict (CAC)  
1966, ロンドン大学の一部 パート3

2 Peace and Conflict Research Programme  
1964, ランカスター大学の一部 研究員7 £6,000  
National foundation 50%

o オランダ

1969~70, 70~71の学年に、平和研究のコースが開設され、学生に講義がなされた。

その内容はヨーロッパ統合の政治、経済、社会的効果について、

また、14～15才の中学校での平和教育カリキュラム編成に着手し、つぎの構成になっている。

- 1 ) 戦争と発展の諸問題の体系的研究
- 2 ) 上部に関連した紛争の事例研究
- 3 ) その紛争のオランダへの影響

しかし、まだ実施には至っていない。

o アメリカ

1 Consortium on Peace Research, Education and Development (Institute of Behavioral Sciences, University of Colorado 80302)

日本の平和研究懇談会、日本平和学会は近く Council を作ることになっているが、アメリカの Consortium は平和教育をも含めて Council をすでに作った。これがその Council に相当する文献センター、研究活動の調査等を行う。

2 Fund for Peace (1865 Broadway New York N.Y.10023)

平和研究の研究費援助財団

博士論文を平和研究領域で書く人の奨学金

外国人学生への奨学金

国連の機関選択を委任する。

3 Peace Science Society International

Walter Hard, Department of Regional Science Area of Pennsylvania, Philadelphia Penn, 19104)

いわゆるHardの学会

4 Conference on Peace Research in History

(Balanche W.Cook, Secretary, CityUniversity of New York  
315 Park Ave. New York N.Y.10010)

研究と同時に高校 中学の教師の平和教育と関係

o 研究センター

1 Carverie Endowment for International Peace

United Nations Plaza, 46th street New York N.Y.10007

2 Center for World Peace Studies

- (Robert W. Gilmore, President, 218 East 18th street,  
New York, N.Y. 10003)
- 3 Peace Research Laboratory  
(Theodore Levy 6251 Sun Bonit st. Louis, Missouri.  
63105)
- 4 The Peace Studies Institute  
(Manchester college, North Manchester, Indiana 46962  
U.S.A.)
- 5 Program in Peace and Conflict  
(University of North Carolina, Chapel Hill)
- 6 Center for Conflict Resolution (Madison, Wisconsin)  
急進的平和研究センター
- 7 The Movement for a New Society (Philadelphia)  
急進的平和研究センター
- 8 Avilla College Peace Institute  
(Sister Rosemary Fiamigan, Coordinator, Avila College,  
11901 Wormall Road, Kansas City, Missouri 64145)
- 9 Pacem in Terris Institute  
(Tom T. Stonier, Director Manhattan College, Bronx,  
New York 10471)
- 10 Center for Non-Violent Conflict Resolution  
(Paul Wehr, Director, Haverford College, Haverford,  
Pennsylvania, 19041)
- 11 The Center for Research on Conflict Resolution  
(Robert Heber, Director, Univ. of Michigan, Ann Arbor,  
Michigan 48104)  
アメリカのもっとも代表的平和研究センター
- 12 The Center for Teaching About Peace and War 784.  
(Univ. Center Building, Wayne State Univ., Detroit, Michigan 48202)
- 13 Missouri Peace Studies Institute  
(Bill Wickersham, Director, 813 Maryland Avenue, Columbia Missouri 65201)
- 14 A War/Peace Library for Teachers  
(The College of Education, Univ. of Hawaii Honolulu  
Hawaii 96822)

- o カナダ
- 1 Canadian Peace Research Institute  
( 514, Chertuell Road, Oakville, Ontario Canada )
  - 2 The Canadian Peace Research and Education Association
  - 3 Canadian Peace Research and Education Association  
( Prof. Boris Arropovlo, Dept. of Political Science,  
Sir George Williams University, Montreal, Quebec, Canada )

9-63

総学庶第1826号 昭和49年11月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、厚生および自治各大臣、私立大学懇話会長、日本私立大学協会長、日本私立大学連盟会長、日本私立短期大学協会長、日本私立中学・高等学校連合会長、日本私立小学校連合会長、日本私立幼稚園連合会長、日本私立高等専門学校協会長

#### 私立学校助成に関する法律の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第6回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

本会議は、さきに大学改革の基本的な考え方として国・公・私立の大学間の格差の是正と人事の流動化の促進を勧告した（昭和45年10月23日第57回総会）。この目的を実現するためには、我が国の大学生の78%を収容する私立大学の教育・研究の劣悪な諸条件の改善が緊急課題であるが、そのためには、設置者である学校法人の努力とともに日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法によって規定された私立大学の公共性を財政的に保証する国庫補助が必要である。

政府も私学助成の必要を認め、昭和45年度から経常費の  $\frac{1}{2}$  助成を目標とする5か年計画を実施してきたが、その実情は、計画の最終年度にあたる昭和49年度においてさえ、私学経常費実支出の10%～17%にすぎず、私立大学は、はげしい物価騰貴のなかで教育・研究条件の改善はおろか、現状維持さえ困難な状況に追いつかれている。

私学の経常費助成5か年計画が、上記のごとく貧しい成果に止まつたのは主として助成に関する